港区内部統制基本方針

港区は、事務の管理及び執行が法令に適合しかつ適正に行われる ことを確保するために、区における内部統制に関する基本方針を次 のように定め、全庁の取組を推進します。

1 内部統制の目的

区は、事務執行における不正又は誤謬の発生を防止し、適正な 執行を総合的かつ継続的に推進することで、区政の公正性・公平 性・透明性を確保します。

2 内部統制の対象

区は、業務に係る全ての事務を内部統制の対象範囲とし、不適正な事務執行の発生可能性を把握し、適正な執行に向けて取り組みます。

3 特に重点的に取り組む事務

特に次の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号) 第150条第2項の規定を適用し、不適正な事務執行の発生可能 性を把握し、適正な執行に向けて重点的に取り組むとともに、取組 状況について評価・検証し、その結果を区民に公表します。

- (1) 財務に関する事務
- (2) 個人情報の取扱いに関する事務

令和7年4月1日

港区長清家愛